○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条―第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第七条）
第三節　積付け（第八条・第九条）
第四節　指図（第十条―第十二条）
第五節　事故（第十三条・第十四条）
第六節　運賃、料金等（第十五条―第二十条）
第七節　責任（第二十一条―第三十条）
第八節　運送契約の解除（第三十一条・第三十二条）
第九節　違約金等（第三十三条・第三十四条）
第三章　積込み又は取卸し等（第三十五条―第三十八条）
第四章　貨物の受取及び引渡し
第一節　通則
第二節　運送の引受け（第三十九条―第四十二条）
第三節　運送の引渡し（第四十三条―第四十五条）
第四節　留置権（第四十六条）
第五節　運送の中止（第四十七条）
第六節　運送の引渡し（第四十八条）
第七節　運送の引渡し（第四十九条）
第八節　運送の引渡し（第五十条）
第九節　運送の引渡し（第五十一条）
第十節　運送の引渡し（第五十二条）
第十一節　運送の引渡し（第五十三条）
第十二節　運送の引渡し（第五十四条）
第十三節　運送の引渡し（第五十五条）
第十四節　運送の引渡し（第五十六条）
第十五節　運送の引渡し（第五十七条）
第十六節　運送の引渡し（第五十八条）
第十七節　運送の引渡し（第五十九条）
第十八節　運送の引渡し（第六十条）
第十九節　運送の引渡し（第六十一条）
第二十節　運送の引渡し（第六十二条）
第二十一節　運送の引渡し（第六十三条）
第二十二節　運送の引渡し（第六十四条）
第二十三節　運送の引渡し（第六十五条）
第二十四節　運送の引渡し（第六十六条）
第二十五節　運送の引渡し（第六十七条）
第二十六節　運送の引渡し（第六十八条）
第二十七節　運送の引渡し（第六十九条）
第二十八節　運送の引渡し（第七十条）
第二十九節　運送の引渡し（第七十一条）
第三十節　運送の引渡し（第七十二条）
第三十一節　運送の引渡し（第七十三条）
第三十二節　運送の引渡し（第七十四条）
第三十三節　運送の引渡し（第七十五条）
第三十四節　運送の引渡し（第七十六条）
第三十五節　運送の引渡し（第七十七条）
第三十六節　運送の引渡し（第七十八条）
第三十七節　運送の引渡し（第七十九条）
第三十八節　運送の引渡し（第八十条）
第三十九節　運送の引渡し（第八十一条）
第四十節　運送の引渡し（第八十二条）
第四十一節　運送の引渡し（第八十三条）
第四十二節　運送の引渡し（第八十四条）
第四十三節　運送の引渡し（第八十五条）
第四十四節　運送の引渡し（第八十六条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令その他一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店が合理的な理由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離が七十キロメートルにつき一日。ただし、沖縄海の輸送は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達を行う場合にあっては、各一日

2　前項の期間には、集貨及び配達を行う場合にあっては、これをもって延着とします。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（運送の申込み）

第六条　当店は、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名若しくは名所及び電話番号

二　貨物の品名、品質及び重量又は容積数及びその荷造りの種類及び個数

三　貨物の引渡し又は引取りの場所及び時期

四　集貨及び配達の先又は発送地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び配達部署名を含む。）

五　運送の指図人

六　運賃、料金（第十七条第一項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する仲機手間料、第三十二条第一項に規定する特別積合せ貨物運送割増料金、第三十二条第二項に規定する積込み又は取卸し作業料金、第三十二条第三項に規定する荷待ち料金、第三十二条第四項に規定する航路別割料金、立替金その他費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品については、貨物の種類及び価額

九　第六十二条に規定する貨物の積込みまたは取卸しを委託するときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付けることを委託するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　木材軟木の内容

十四　その他の必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みを定めているときは、前項の運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げるものをいいます。

一　運賃、料金等の額

二　運賃及び料金の支払の時期、場所及び方法

三　運送の開始の時期及び到着の予定日時

四　その他必要な事項

2　当店は、前項の規定により引き受けた場合において、申込者との協議により、当該運送に関し、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

二　申込者の氏名又は商号

三　当該運送に関して、申込者から特別の商標を求められたとき、

四　当該運送に関して、申込者から特別の秘密保持しくは善良の風俗にするものであるとき、

五　当該運送が、法令の特別の秘密若しくは善良の風俗にするものであるとき、

六　天災その他やむを得ない事由があるとき、

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の通知があったときは、その貨物の種類及び性質について申込者の承諾があるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その旨

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に関して、申込者から特別の商標を求められたとき。

四　当該運送に関して、申込者から特別の秘密保持しくは善良の風俗にするものであるとき。

五　当該運送が、法令の特別の秘密若しくは善良の風俗にするものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（高価品及び貴重品）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀少金属、金属石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　容器及び容積を加えキログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第二号の「キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の故種別等不明な場合）

第十一条　当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、貨物の故種別等の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送を引受けます。

（荷造り）

第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の故種別等に応じて、運送に適する荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、前項の荷造りが十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求しないと認め、かつ、荷送人が当店に対し荷造りの不備について異議を述べないときは、その運送を引き受けることがあります。

（禁制品）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、前項の表示が不明確であるときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

二　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

（危険品についての特則）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（違約運転）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送については、当店の責任においてこれを行います。

4　第一項の通知を行なわなかった場合において、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、緩衝材、枠、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された発貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しがなされたものとします。

一　荷受人の引渡先に不在の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（管理費用の負担）

第二十一条　当店は、貨物の引渡しを受けるべき期間、料金等又は品代金等の支払を受けるべき期間、当該貨物の保管に要した費用を荷送人又は荷受人に対して請求することがあります。

2　商人である荷送人又は荷受人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等の支払を怠ったときは、当店は、その支払を受けるまでは、その運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図をすべきことを催告するよう求めることができます。

2　当店は、運送が終了した後において、荷送人又は荷受人が貨物の引渡しを受けないときは、その旨を荷送人に通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十三条　当店は、第二十二条の規定により荷送人又は荷受人に対して前項の催告をした場合において、荷送人が指図をしないとき、又は荷送人を確知することができないときは、その貨物を競売することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

4　当店は、第一項の規定により貨物を競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の規定により荷受人に対する引渡しができないときは、第二十三条の規定による競売に代えて、その貨物の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

2　当店は、前項の規定により貨物の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができないときは、その貨物の全部又は一部を供託することができます。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十五条　当店は、荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して前条第一項の規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

2　前項の規定による通知は、第二十三条第二項の規定による通知と同時にすることができます。

（貨物の処分権）

第二十六条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができない場合又は第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十七条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十八条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十九条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第三十条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

第五節　指図

（指図の制限）

第二十一条　当店は、荷送人又は荷受人から、次の各号に掲げる指図を受けません。

一　貨物の引渡しの前に、その貨物の全部又は一部を運送の途中で引き渡すべきことの指図

二　貨物の引渡しの前に、その貨物の全部又は一部を運送の途中で引き渡すべきことの指図

三　貨物の引渡しの前に、その貨物の全部又は一部を運送の途中で引き渡すべきことの指図

四　貨物の引渡しの前に、その貨物の全部又は一部を運送の途中で引き渡すべきことの指図

五　貨物の引渡しの前に、その貨物の全部又は一部を運送の途中で引き渡すべきことの指図

六　貨物の引渡しの前に、その貨物の全部又は一部を運送の途中で引き渡すべきことの指図

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品については、貨物の種類及び価額

九　第六十二条に規定する貨物の積込みまたは取卸しを委託するときは、その旨

十　第六十二条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送保険に付けることを委託するときは、その旨

十二　特約事項があるときは、その内容

十三　木材軟木の内容

十四　その他の必要な事項

2　前項において、当店が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店で定めるものをいう。以下同じ。）による運送の申込みを定めているときは、前項の運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げるものをいいます。

一　運賃、料金等の額

二　運賃及び料金の支払の時期、場所及び方法

三　運送の開始の時期及び到着の予定日時

四　その他必要な事項

2　当店は、前項の規定により引き受けた場合において、申込者との協議により、当該運送に関し、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

二　申込者の氏名又は商号

三　当該運送に関して、申込者から特別の商標を求められたとき、

四　当該運送に関して、申込者から特別の秘密保持しくは善良の風俗にするものであるとき、

五　当該運送が、法令の特別の秘密若しくは善良の風俗にするものであるとき、

六　天災その他やむを得ない事由があるとき、

（運送の引受け）

第八条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の通知があったときは、その貨物の種類及び性質について申込者の承諾があるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その旨

（引受拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該貨物の運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該貨物の運送に関して、申込者から特別の商標を求められたとき。

四　当該貨物の運送に関して、申込者から特別の秘密保持しくは善良の風俗にするものであるとき。

五　当該貨物の運送が、法令の特別の秘密若しくは善良の風俗にするものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（高価品及び貴重品）

第十条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀少金属、金属石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　容器及び容積を加えキログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第二号の「キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の故種別等不明な場合）

第十一条　当店は、貨物の故種別等の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送を引受けます。

（荷造り）

第十二条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の故種別等に応じて、運送に適する荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、前項の荷造りが十分でないと認めるときは、必要な荷造りを要求しないと認め、かつ、荷送人が当店に対し荷造りの不備について異議を述べないときは、その運送を引き受けることがあります。

（禁制品）

第十三条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた場合については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、前項の表示が不明確であるときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十四条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

二　当該貨物の運送につき、付添人を付けること。

（危険品についての特則）

第十五条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（違約運転）

第十六条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送については、当店の責任においてこれを行います。

4　第一項の通知を行なわなかった場合において、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2　シート、ロープ、緩衝材、枠、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十九条　当店は、運送申込書に記載された発貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しがなされたものとします。

一　荷受人の引渡先に不在の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（管理費用の負担）

第二十一条　当店は、貨物の引渡しを受けるべき期間、料金等又は品代金等の支払を受けるべき期間、当該貨物の保管に要した費用を荷送人又は荷受人に対して請求することがあります。

2　商人である荷送人又は荷受人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等の支払を怠ったときは、当店は、その支払を受けるまでは、その運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図をすべきことを催告するよう求めることができます。

2　当店は、運送が終了した後において、荷送人又は荷受人が貨物の引渡しを受けないときは、その旨を荷送人に通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十三条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して前項の催告をした場合において、荷送人が指図をしないとき、又は荷送人を確知することができないときは、その貨物を競売することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物を競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

4　当店は、第一項の規定により貨物を競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の規定により荷受人に対する引渡しができないときは、第二十三条の規定による競売に代えて、その貨物の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができないときは、その貨物の全部又は一部を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十五条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十六条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十七条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十八条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第二十九条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（引渡不能の貨物の損害の負担）

第三十条　当店は、荷送人又は荷受人を確知することができないことにより、荷送人又は荷受人に対して第二十三条第二項の規定による通知をしたにもかかわらず、荷送人又は荷受人から貨物の引渡しの請求がないときは、その貨物を供託することができます。

2　当店は、前項の規定により貨物を供託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

第四節　留置権

（留置権）

第三十一条　当店は、運送に関して生じた運賃、料金等及び立替金の弁済を受けるまでは、荷送人又は荷受人に対して運賃、料金等の支払を受けるまでは、その貨物を留置することができます。

2　前項の留置権は、運賃、料金等の弁済について、期限の定めがあるときは、その期限が到来した後でなければ、これを行使することができません。

3　第一項の留置権は、運賃、料金等の弁済について、相当の担保を供したときは、消滅します。

（留置物の競売）

第三十二条　当店は、前条第一項の留置権により留置した貨物が次に掲げる場合に該当するときは、荷送人又は荷受人に対して相当の期間を定めてその貨物を引き取るべきことを催告することができます。

一　貨物の全部又は一部が滅失し、又は損傷するおそれがあると認められる場合

二　貨物の保管に不相当な費用を要するとき。

三　貨物の価額が著しく減少するおそれがあると認められる場合

2　当店は、前項の規定により催告をした場合において、荷送人又は荷受人が同項の期間内に運賃、料金等の弁済をしないときは、その貨物を競売することができます。

3　当店は、前項の規定により貨物を競売したときは、遅滞なく、荷送人又は荷受人に対して、その旨を通知します。

4　当店は、第二項の規定により貨物を競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

5　当店は、第二項の規定により貨物を競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等の弁済に充てることができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十三条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十四条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十五条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十六条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十七条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十八条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第三十九条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第四十条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第四十一条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

（貨物の一部引渡し）

第四十二条　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

2　当店は、貨物の一部が滅失し、又は損傷したときは、荷送人又は荷受人に対して、その貨物の全部の引渡しをするまでは、運賃、料金等の全部の支払を拒むことができます。

第三節　運送の引渡し

（運賃、料金等）

第四十三条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等の支払）

第四十四条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第四十五条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第四十六条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第四十七条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第四十八条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第四十九条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第五十条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第五十一条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第五十二条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第五十三条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第五十四条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず、運賃、料金等は、荷送人又は荷受人の請求があるときは、貨物の引渡しをする前に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

（運賃、料金等）

第五十五条　運賃、料金等は、貨物の引渡しと同時に、荷送人又は荷受人に対して支払わなければなりません。

2　前項の規定にかかわらず